

意教上人伝攷 (下)

甲 田 宥 畔

六 受法の門弟たち

(イ) 意教上人の門弟

醍醐本血脈には意教上人の資として寛真(加賀阿闍梨)、禎真・印遍・空恵・憲浄(※ママ)(願行上人)・真徹(朱「重」)・空阿(入仏房)・静空(満月房)・阿日(阿月房)・思融・真憲(三位阿闍梨)・義準(明信房)・実融(証道上人)の十三人を挙げている。広録には証道・明遍・阿日・思本・実真・定然・願行・慈猛・義能の九人を挙げ、前者と重なるものとそうでないものがある。慈猛・願行・義能・証道の四人を後世意教門下の四哲と称するのは意教流分派の祖を数えたに過ぎまいが、醍醐本血脈に見える空阿入仏房は慈猛の旧名、義準明信房は広録に従えば義能の旧名と思われるから、少なくとも四哲揃って記録されていることになる。この他、成合記・三代付法記には高野山の南院隆恵・日輪寺良和・大楽院賢応・了一房玄清等を挙げ、聖教奥書類からは、前節までの如く安賢・安蓮・公然等の人のあったことが知られる。以下これらの内、主な門弟について、その授法年代を主に見て行きたい。

(口) 慈猛

慈猛の名については混乱が見られる。初め入仏房空阿と名乗っていたらしい。慈猛が審海に伝授した(本文は審海の筆跡)立川流の血脈には浄月の下に「空阿大法師」とあつて、慈猛の受けた印信を審海がそのまま書き写したので旧名が残ったものであろう。又、

『真福寺善本目録』(続) 所載の『灌頂作法(口伝等、醍醐)』一卷(文和九年写、三三九頁)の奥には

御本云、徳治二年(丁未)賜師(性一)御本書写之、即表白之処入仏房者薬師寺之先師密厳上人之御遁世之御号也、表白之作者意教上人云々

とある。即ち初め入仏房空阿と号したのを、後年密厳房慈猛と改めたように考えられるが、覚禅鈔奥書には殆ど同時期に空阿と慈猛と両方の名を用いている。

42 孔雀経上 (愛知県万徳寺、『仏教美術研究上野記念財団助成研究会研究報告書「画像蒐集Ⅱ」』五十頁)

寛元三年二月十三日於西山法花寺書写了／仏子慈猛

43 仁王経法下 (同右)

寛元三年二月十七日於西山法花寺以松橋之本書写畢／仏子空阿

これによれば、或いは慈猛というのは仮名であるかも知れない。本朝高僧伝五十七・招提千歳伝記中之二等には密厳の名で出ているが、これも実名か仮名が判らない。但し、今日相伝される慈猛流の血脈にはすべて「慈猛」とあり、審海に授けた印信にも自ら「慈猛」と署名している。因みに、右の覚禅鈔は意教上人の手助けをして慈猛が書写したのではなく、この次に文永七年(二二七〇)下野薬師寺で円全という人が書写した奥書が見えるから、慈猛が自ら関東へ隨身したものに相違ない。

広録には「字良賢」といつているが、これは別に慈明房良賢という人がいたことによる誤謬であろう。櫛田氏によれば、弘安九年(二二八〇)の相模大山寺供養の職衆中にその名を見るという(前掲書六〇九頁)。更に「寛治帝詔して留興長老の綸旨を賜う」というのもあやしく、現流の慈猛流一伝血脈には「再興長老」と書かれている(印信類聚4・八〇頁、同10・一五二頁)。

慈猛の止寂は守山聖真編『真言宗年表』に「鷄足寺譜」を引いて建治三年(一二七七)四月二十一日としているが、これには没年齢六十七歳とあり、密教大辞典には六十六歳という。上野相憲師の『慈猛流伝授補口』一(統豊山全書8・三九七頁)には寛元三年(一二四五)三十四歳で意教に受法というから、建暦二年(一二二二)の生まれであつて、没年は六十六歳となる。意教上人よりも十六歳年少になるが、門弟の内では最も年長であつたらう。

『本朝高僧伝』五十七の「下野薬師寺沙門密嚴伝」には「釈密嚴、良遍僧都親度上足也、通明性相、尤詳律部」とあり(日仏全63・三三五下)、良遍は『招提千歳伝記』巻中之二に見える竹林寺の良遍であろう(日仏全64・二六〇中)。この人は興福寺覚遍の弟子で、唐招提寺覚盛律師(一一九四―一二四九)に受具し、建長四年(一二五二)八月二十八日、六十九(又は五十九とも)歳で入寂した。師良遍の影響で、慈猛も遁世して入律したのであろうか。広録には唐招提寺で学んだというので、良遍と共に覚盛から受戒しているのかも知れない。

その後台密を学んだようで、正嘉元年(一二五七)七月二十五日、審海に与えた立川流の印信「瑜祇一心灌頂」に「小僧初烈(※ママ)慈覚門弟、励顕密之学業、後入弘法門家、酌醍醐之清流、幸於浄月上人所伝受重々灌頂」と認めている。更に前述の審海に授けた「伝法灌頂紹書」には浄月上人の瀉瓶と自称しているから、東密としては初め専ら立川流を受学したのであろう。意教上人が浄月から立川流を相伝していること、先述の如く疑いがないから、上人と慈猛は同門である。

慈猛が意教上人に受法した時期や場所は明らかにできない。ただ、典拠がはっきりしないが、上野師の『伝授補口』に寛元三年受法とするのと前掲の覚禅鈔奥書(↓42・43)によつて、寛元三年法華山寺に於いてというのが一応有力である。併し、伝授補口に高野山金剛三昧院に於いてとしているのは、時期的には少々早いと考えられるから、年次自体も疑問がない訳ではない。『野沢秘聞集』下に「慈猛は意教には十重山とじゅうやまにて法流伝受と云々」とあるのはよく判らない。

関東下向の時期も、審海に立川流を伝授し始めた建長六年(一二五四)以前であろうという程度しか判らず、その時果して下野薬師寺(栃木県河内郡南河内町大字薬師寺、現安国寺境内)に入住していたかどうかはつきりしない。広録では、既に下野に来ていた慈猛

が鎌倉に居た上人をたずねたように書かれているが、従前の如くあり得ない。又同書に、願行と共に上人に給侍していたが、願行が鉄仏の眼を開いて瀉瓶を得たと聞き、「牙を噛んで臥さず、食を断つて津を吐くこと日あり」と記しているのも脚色としか思えない。抑もこの二人が上人の許で面識があつたかどうかすら疑わしい。実融の語る証談鈔には願行上人に対面した話や義能に関する話が見えるが、慈猛については全く出ていないのである。恐らく、実融は慈猛に会つたことはなく、というより、実融が上人に師事する頃、即ち後述するように文永初年、には既に受法を終えて関東に移つていたのである。文永元年に慈猛が審海に授けた「伝法灌頂紹書」には先の引用につづいて「今所授是也、爰審海大法師、先授上人之密印許可等、今授与伝法職位」と、今回授けるものは先に授けた浄月上人の流ではなく頼賢阿闍梨の流と断つていたのであるから、遅くともこれ以前に受法を終えていたことは間違いない。又、この伝法紹書の文言を注意して読むと、先師浄月上人に重々の印可を蒙つて瀉瓶の誉れを得た、後に頼賢阿闍梨の所で重ねて具支灌頂の印璽を受けたことからすれば、慈猛は浄月からは印可のみで伝受を終え、作法灌頂を受得しておらず、それが後に意教上人に受法することになつた機縁であるとも受け取られる。

所で、審海の立川流受法は一時期でなく、建長六年八月、同七年二月及び二年後の正嘉元年七月の三度に分けて行われているので、審海は慈猛に常随していたのではないらしい。尤も、審海は建長八年（二二五六）十二月に常陸鹿島社に参籠して（金沢8、二〇七頁）、既に関東に居たことが判つているので、当時慈猛も関東へ移住していたものと考えられる。その間の建長七年二月十三日「秘密灌頂印信」・正嘉元年七月二十五日「瑜祇灌頂印信」（※共に紹書）には「浄月上人」とのみあり、文永元年伝法紹書には「先師浄月上人」とあることから、正嘉元年には未だ浄月は在世であることが裏付けられる。その後意教上人に師事したと考えられないことはないが、先の覚禅鈔奥書等より判断して寛元三年頃法華山寺で受法というのが最も妥当と思われる。

これに対し、記録に伝える所は三説ある。伝授補口一には寛元三年三十四歳の時、高野山金剛三昧院で、広録には文永五年（二二六八）一月鎌倉葛西東勝寺、『真言宗年表』に引く「鶏足寺譜」には願行と共に文永九年七月十六日というのがそれである。初めの説の受法場所については前述のように考え難く、後二説も審海への伝法紹書によつて否定される。文永五年については判然とした資

料はないが、九年に関しては同じ日に高野山で阿闍梨位の大事を公然に授けている(↓40)のであるから、全くあり得ない話である。慈猛流そのものについてはここに述べないが、慈猛流諸方に用いる許可印信は立川流のものと同じである。これは慈猛において何となしに立川流を混じえる風が生じたのか、意教上人の伝がそうであったのかは判定が難しい。高野山に伝えられた願行方、証道方では用いず、義能方や公珍相承の願行方で用いている例がある。

なお、伝授補口一によると、慈猛は文永六年(二二六九)三月二十一日に鶏足寺に移り、建治三年(二二七七)そこで亡くなったことである(同前三九八頁)。

(ハ) 憲静

願行上人憲静については、伊藤宏見師「願行上人の研究」(『密教文化』117・119・126)や大森順雄師「覚園寺と鎌倉律宗の研究」所収「願行上人伝」・橋本初子氏「願行上人憲静について」(『金沢文庫研究』276)・百瀬今朝雄氏「願行房憲静の「二階堂寺」」(『立正大学文学論叢』90)に凡そ述べられているので、詳しくはそれらに譲り、ここではそれらに触れられていない幾つかの事柄と、特に上人からの受法の時期についてまとめておきたい。

憲静の文字は又賢静とも書かれる。醍醐本血脈の意教上人条下に「憲浄」とあるのは誤写か誤読であろうが、同書の勸修寺流覚宗の下や類聚記にはすべて「憲静」と記録されている。一方、成合記に「賢静」と書かれているのは当て字かと思っていたが、金沢文庫の印信や奥書類によると、一時期「賢静」と称していたことがあつたらしい。憲静書写の最古の奥書がある『聖如意輪観自在菩薩念誦次第』の延応二年(二二四〇)には憲静(金沢11・六二下)、その後弘長四年(二二六四)三月二日書写『四種護摩記』の奥書に「憲静」と記している(金沢10・二八二上)が、文永六年(二二六九)三月十二日法光に授けた灌頂印信(金沢9・四五上)、同十一月二十一日審海への許可紹書(同・四五下)、同八年正月十八日審海への伝法紹書(同・四六上)、建治二年(二二七六)五月二十五日性慧への灌頂印信(同・八四上)には皆「賢静」と署名がある。併し、弘安元年(二二七八)以降は又もや「憲静」の文字に戻していることが先掲28や『東寺大塔升形銘』(統群27上・九下)、弘安五年(二二八二)九月十日の太政官符案(『箕面市史』史料編1、二〇八下以下)により知ら

れる。要するに、文永・建治年頃は「賢静」と自署しているのであって、印信類は実物が残っているから疑うべくもない。その理由
は判らないが、本項では「憲静」として記述することにする。

憲静は願行房が仮名で、『律苑僧宝伝』巻十三(日仏全64・二二二中)等に「宗灯律師」とあるのは滅後の諡号であるという。専ら意
教流願行方の祖として著名であるが、実際には阿性房覚宗から勧修寺流、佐々目の頼助から安流、定証から西院流、守海から三宝院
流成賢方等、多くの法流を相承しているのであって、意教流はその一つに過ぎない。後世、願行上人と云えば直ちに意教流願行方が
連想されるのは、寧ろこの流を三宝院一流の正統とした高野山宝性院一派の人々の主張による所が大きいと思う。

憲静は泉涌寺第四世長老月翁智鏡(一二六二)の弟子とされているが、真言宗の法脈に関してはどうであったか。成合記には憲静
が醍醐の憲淳に語ったという、興味深い言葉をのせている。高野山宝性院の玄海についての一節に「先師阿性房の本師法性阿闍梨の
遺跡を貴び、近くは玄海求法の懇志器用を感ず」とある。先師阿性房とは勧修寺衆然の付法覚宗(一一九七―一二二二)で、その本師
が宝性院開基法性(一一七七―一二四五)だというのである。覚宗の伝歴については不明な点が多いけれど、中院流の一伝血脈に法性
―覚宗―宥性―玄海と相伝するものがあるから、法性と覚宗の師資関係は強ちに否定できない。その延長として、憲静は宝性院乃至
は玄海に特別なつながりを持っているのである。

『泉涌寺諷誦類』(続群28下・一〇下)には憲静が永仁三年(一二九五)八十一歳で示寂せられた時、「僧臘五十余」と言っているから
二十歳過ぎの出家であって、延応元年(一二三九)二月十五日に『如意輪次第』(金沢、先出)を書写しているから、この年二十五歳、
これ以前に得度して加行を始めたのであろう。その直接の師が覚宗であったと考えれば、殊に「先師阿性房」と名を挙げるのが判る。
智鏡を師とするのは寧ろ入律してからではないかと考えるが、建長四年(一二五二)の律書開板の刊記に「寄泉涌寺勧進比丘(憲静)」
と称している(『泉涌寺史』本文篇一〇二頁)ので、当時既に泉涌寺にあって、智鏡に師事していたらしいことは推測できる。

憲静の受法歴として記録に残るものは建長四年四月二十二日、鎌倉佐々目遺身院に於いて守海から灌頂を受けたことが類聚記十一
に見える。その次は弘長三年(一二六三)、定証からの受法が同十二に記録されるが、月日と場所ははっきりしない。定証は鶴岡八幡

宮の供僧をつとめ(『鶴岡八幡宮寺供僧次第』、続群4下・九〇七上)、殆ど関東に居たらしいが、この時の法流は西院流のようである。この他、佐々目の頼助から安流の印可を得たのは、頼助が安祥寺良瑜から受法したのが文永四年(二二六七)二月であるから、少なくともそれ以後であろう。肝心の覚宗からの受法時期についての資料がないが、鷲峰法流記の勸流の血脈には榮然―覚宗(寂靜院住持とある)―憲靜―心慧とあるし、『金沢文庫古文書』にも同じ血脈が何点か見付けられるから疑いない。醍醐本血脈の勸流の項には興然―寛典―靜瑜―増瑜―覚宗―憲靜とも見えている。覚宗の本を憲靜が書写し、それを又稱名寺の審海が転写したという『灌理鈔』の奥書(金沢10・九七下)もその証となろう。

44 灌理鈔

(金剛界尾) 承元々々年十二月十三日申剋書写了、并同十四日未時交点了(中略) 金剛仏子覚宗

師云、此書者就本式被記之、此以後令造手日記、今者用之 憲靜

弘安八年正月八日賜東寺上人之秘本所写留也、但依御進發未校、可得其意者也 審海

別に弘長三年(二二六二)二月六日、八十二歳の寛位という人から『瑜祇灌頂作法私記』(興然式)の伝授を受けたことがその奥書に見える(金沢12・八〇下)。これも興然―顯位―能任―寛位と次第した勸流に相伝される作法であるし、建治二年(二二七六)五月二十五日、称名寺で性慧という人に授けた印信「両部灌頂秘印明」や文永六年(二二六九)三月十二日に同寺で法光に授けた印信「両部灌頂秘印」は、書式は現今と異なっているけれど、後の分には両部の外に妙成就の印明を加え授くとあることから、筆者は勸流によって授けたものであろうと推測する。要するに、憲靜自身は勸流を本流と考えていたのではなからうか。既に泉涌寺長老に就任していた正応三年(二二九〇)十二月、鎌倉の二階堂にあって阿性上人本を以って『長承灌頂記』を写しているのも見ても、その思い入れの深かったことが察せられるのである。

45 長承元年灌頂記 永仁六年劍阿写(金沢11・一八一上)

(尾) (前略)

于時延応元年八月五日、於勸修寺慈尊院令書／写校合了 金剛資覚宗記之

正応三年十二月、於二階堂及深更馳筆了／求法沙門憲靜

(下略)

憲靜が鎌倉で止住していたのは通称二階堂と呼ばれていた永福寺である。永福寺は建久三年(一一九二)源頼朝の発願造営になり、その本堂が二層の堂であったのが二階堂の由来である。後この周辺の地名となったが、当時鎌倉二階堂は即ち永福寺を指すのである。金沢文庫古文書によると、この寺を真言院と称していたことが判る。尤も、永福寺の院号が真言院であったのか、又は永福寺の塔頭であったのかははっきりしないが、「永福寺真言院」「二階堂真言院」という語は頻出する。他に塔頭名が書かれている例は見られないので、恐らく前者であろう。但し、永福寺北方に開創された覚園寺も院号を真言院と称するので、この点混乱があるかも知れないが、覚園寺としての開山は憲靜滅後の永仁四年(一一九六)であるから問題はない。又、次の文証がある。

46 勸流灌頂支度 一卷 写(金剛三昧院)

(奥) 正安二年十一月二十四日以先師上人(※傍注「二階堂真言院願行上人」)自筆御本令写之了 忍宗

又、憲靜に師事した称名寺開山審海は、伝法灌頂三昧耶戒作法の永仁八年奥書(金沢、↓28)や灌理鈔弘安八年奥書(金沢、前出)では、憲靜を指して「東寺上人」と言っているが、正安二年(一一三〇)閏七月二十五日に性覚という人に授けた「伝法灌頂紹書」(金沢9・一五七下)には「幸蒙永福寺真言院上人印可」という。この時の血脈は残っていないが、その書式から勸流と思われる。審海が憲靜から勸流の伝を得ていることは金沢文庫現存の資料によって裏付けられるので、ここにある「永福寺真言院上人」は憲靜を指すこと間違いない。とすれば、次の奥書も同様に推して誤りなからう。

47 灌頂口決七帖(意教上人) 内『教授用意(三宝院)』 写(金沢10・八三上)

(奥) 御本云、于時文永二年三月一日以二階堂上人御本書写了／審海

百瀬今朝雄氏は前掲論文で、憲靜止住の二階堂の寺とは自らが開創した理智光院であろうと推定しているが、理智光院又は理智光

寺は憲静開創の伝承があるのみで、憲静を指して「理智光院上人」等と呼ぶ例を知らない。この寺で嘉暦二年(二三七)四月十七日、憲静にも受法した伊豆の妙浄上人宥祥が入滅したと伝えているから、宥祥と関係があったとすれば、公珍開山の太楽寺と同じく、後世開山受法の師匠を開基と伝えていることもあり得る。ただ、位置的に考えて、理智光院が永福寺の塔頭であった可能性もあろう。

少しく余計なことを述べて来たが、意教上人との師弟関係が生じるのは割合遅いのではないかと思われる。先に触れたように、建長年間の泉涌寺律書開板の折、法華山寺の証月上人の援助を得ているから、そこに止住していた意教上人と面識があったか、又は人物評を耳にしていたのは十分考えられる。成合記や広録に、意教上人の高野登山後、憲静が聞き及んで受法したというのは事実であろう。併し、上人からの具体的な伝授の時期を推定できる資料も乏しい。先述の文永二年写三昧耶戒作法の奥書(↓28)位のものである。

文永二年(二六五)に伝法灌頂の作法を授けているということは、今日的に考えるとこれ以前に四度・諸尊法等の伝授がなされていることになるが、金沢文庫に次の聖教が残されている。

48 十八道加行次第(三ウ) 写(金沢11・九上)

(尾) 元徳二年二月一日於称名寺賜師主御書写之畢、此次第八受意教上人口決、願行上人所注也／尊楚

三昧耶戒作法受法の前弘長三・四年、少なくとも弘長四年(即ち文永元年)三月頃迄、憲静は鎌倉に居たことが判明しているから、その後高野山へ登ったのであろうか。憲静が建長四年(二二五)四月に守海から伝法灌頂を受けて以後、弘長三年迄ずっと鎌倉に居たのかどうかも資料を欠くが、恐らく受法は文永元年以降ではなからうか。この頃以降、意教上人伝授の記録がそれ以前に比べて急に現われ出すのは、当時成賢門下の最後の一人であった上人が高野山で伝授を行なっているという風評が地方に及んで、結果門弟が集まったからであろう。憲静もそうした風聞によって上人を尋ねた一人だったと思われる。

憲静と意教上人との授受については幾つかの逸話めいたものが語られるが、上人が容易に最極秘決を授けようとしなかったことは諸書に述べられる通りであつたらしい。証談鈔(末)には、憲静が法観房という人に語つたのを、その法観房から聞いた話として載

せている。

仰せに云わく、法観房に願行上人の仰せられけるは、東寺の塔を造営の志深重の由、意教上人御物語あり。然るに其は関東有縁の仁にて坐せらる、相構えてかたがた武家へ秘計して思い立つべきの趣、再三かきくどきのたもつて、退出してたびはばきしてくつぬぎまで出でたりしを、呼び帰して唯授一人の大事を憲静に授け給いたりしなり。その後出退し、体御覽せられしぞかしなと願行房語り給いけり。後日に法観房はいざなにとあらんやらん、覚えずと師主には語り給いけり。

恐らくこれが一番真相に近いのであろう。成合記と夕間記には、この時東寺再興修造を条件として唯授一人の大事を授けようと上人が告げたといひ、三代付法記にはそれに立川流破邪を加えているが、その後奥ノ院でクジを取った所、二羽の鳥が飛んで来てという話は同じである。ただ、三代付法記には上人に告げられた即日、決意した憲静が上人に暇乞いをした所、上人は驚いて止むなくクジによつて授不授を決めようとしたと、証談鈔と成合記を合わせたような話になっている。因みに、広録ではこれらの話は実融の項にあり、憲静には鉄の阿弥陀仏を開眼したならという話にすりかわっている。又、野沢秘聞集(下)に東寺の築地を修理せば大事を授くべしとあるのが、広録の鶴岡八幡の瑞籠という話になっているらしい。

『東宝記』二(続々群12・三六頁)によれば、東寺五重の塔が炎上したのは文永七年(二七〇)四月二十一日寅刻のこと(但し『東寺王代記』には四月二十日丑寅刻という)であったから、憲静が上人から造営の要請を受けたのはそれ以後となる。当時、高野山における金剛三昧院は幕府の出張所役割を持っていたから、鎌倉や京都の情報は一早く伝られたであろう。この前年十一月二十一日には番海に授けた許可の紹書が存在する(金沢9・四五下)から鎌倉に居り、翌文永八年正月十八日にも番海に授けた伝法灌頂の紹書が現存する(同・四六上)ので、この間ずっと鎌倉に居た可能性もある。併し、番海に与えた二通の紹書には微妙な違いの存することが確認できる。文永六年の許可紹書には「随先師法印」の語が見られ、一方文永八年の伝法紹書には「随高野上人」と出ている。意教上人は法印等の位階についていないから、これは文永三年に既に止寂していた佐々目の法印守海を指すことが判る。代数は共に二十五代になっているが、守海は成賢の付法資であるから、意教上人と代数が等しいのである。文永八年の伝法紹書に高野上人とあるのは明

らかに意教であつて、殊更取り替えているのは何故か、或いは審海の所望であつたかも知れないが、この時点で唯授一人の大事秘伝等を悉く授けられていたからと見做さざるを得ない。とすると、先の証談鈔の記事は正しく文永七年中のことになり、憲静は前年審海に許可を授けた後高野山へ登り、その間に五重塔焼失の報を聞き、意教の勸請を受けて直ちに鎌倉へ下向したと考えられる。よつて受法期間は文永初め頃より同七年までの間となるが、この間何度か関東と京都又は高野山を往復しているらしく、常時意教上人に隨身していた訳ではない。ただ、先に紹介したように、憲静は松橋流の伝をも得ていたことを知るので、やはり上人も相当の法器と見做していたことが判る。

(二) 憲静と憲淳・玄海 (余談)

憲静相伝の法流が後世願行方として尊ばれたのは、後宇多法皇の帝師と仰がれた醍醐報恩院憲淳 (二二五八―二三〇八) が相承したことも大きな理由の一つであろう。成合記や訂談鈔によれば報恩院流の祖憲深以来、実深―覚雅―憲淳と相続した申送りがあり、それは成賢の瀉瓶は頼賢であつて、後来の者は必ずこの人の流を相伝せよと言ひ伝えられたというのである。実は、憲淳が憲静に受法したことについては憲淳自身の記録が存するのであつて、醍醐寺文書や証談鈔により、この辺りの事情をかなり明らかにすることができる。話のついでにこれに触れておこう。ただ憲淳自身は、成合記や訂談鈔にというような憲深以来の申送りについては記していない。

話は憲淳の師覚雅法印 (二二四三―二二九二) にさかのぼる。杲宝血脈鈔に「覚雅法印の時、若宮の別当職、頼助僧正のために奪取せられ畢る。かの訴訟のため関東に下向してかの境に死去の剋、法流を憲淳に預け、運雅僧正に授くべきの由これを申し置き了る」といひ、この若宮の別当職とは醍醐寺文書²「六條八幡宮別当職讓状並下文案」(二七頁以下) によつて京都の六條若宮であることが判る。覚雅は正嘉二年 (二二五八) 十月二十九日、実深から別当職の讓与をうけ、同年十二月十三日付で鎌倉からの下知状も得ていた。正応五年 (二二九二) 八月二十四日に覚雅が認めた佐衛門督禪師御房 (運雅) への讓状には「不慮の讒言に依りこれを召し上げらると雖も、誤りなきの次第既に申し開き畢る。仍ち還補せらるべきの由訴え申すに就いて、重ねて御沙汰を得らるる所なり」と記している。

所が、覚雅はこの時重病であったようで、広録には八月二十一日示寂としているが、『祖師忌日』（写本）と愛知県万徳寺文書「源雅授性瑜印信（血脈）」（※天文十六年（一五四七）源雅記、『新修稲沢市史』資料編七・三二〇頁上）にある八月二十五日入滅が正しいらしい。尤も、醍醐本血脈には九月二十五日としている。その前後を証談鈔（本）は次のように語っている。

覚雅聊か社務□替のことありて在鎌倉せり。この時憲淳随逐せり。覚雅この時、静運僧都を関東へ呼び下せと云いければ、呼ばんと同宿共に去つて、京へは相構えて下るべからざるの由、静運の許へ云い遣わしけり。去る程に覚雅死去す。静運は余りに下り度かりて、遠州橋の下の宿まで下りければ、已に死去すと云う使いに行き向う間、愁涙千行、迷々帰洛す。さて関東にてこの同宿とも思う間に、遺跡のことを計らう。時に憲淳を取り立て、報恩院の門主となすべき由評定す。この憲淳は出世者なれば、聊か門主の器用にてはこれなし。然るをか同宿とも、思い様ならん料にこの計らいあるか。去る程、憲淳、覚雅に形の如く受法したれども、甲斐々々しき儀これなし。願行上人に受職伝法す。即ち覚雅の初七日の間とかや。隆勝は京にて願行上人に受職伝法す。

ここに言う静運は醍醐寺文書2「僧覚雅置文案」（二三四頁）によれば、運雅への八幡宮別当職の讓状と同じ日付、即ち正応五年八月二十四日に蓮蔵院・光明院などを讓られたことが判っている。その文には「静運僧都に讓与し畢る。運雅禪師を扶持し、一期の後「はこれを伝付せらるべし」とあるから、恐らく自らの付弟運雅がまだ弱輩であったため、自坊蓮蔵院を一旦静運に預けたものらしい。醍醐本血脈によれば静運も運雅も共に憲淳に受法しているが、静運は永仁五年（二二九七）五月七日に入滅したという。同宿たちが運雅又は静運の相続を妨げたというのは事実らしく、かの六條八幡の別当職も翌永仁元年十二月二十一日、社務につくよう幕府の御教書が出され、同二十八日には憲淳へ運雅を扶持するよう奉書が発せられている（同文書2・三三二頁）。

運雅又は静運の下向が叶わぬか、或いは間に合わぬと覚雅自身は判断したのだろうか、憲淳に宗の大事等を授けて附法状を与えている（同文書2・八八頁）。

正応五年八月十四日於関東二階堂、愚臥病中宗大事大法秘法、悉憲淳阿闍梨ニ授了、門人不審ヲ不可成、為予門徒者可貴々々／

法印 (花押)

ただ、前述の如くこの後入滅前の二十四日に、自坊蓮藏院を一期の後は運雅へ付すようにという静運への讓状と運雅への六條八幡別當職の讓状の二通を認めているのであるから、杲宝の言うように憲淳には法流を預けたに過ぎなかったのかも知れない。

憲淳自身は「權僧正憲淳附法状等案」(同文書2・一六八頁以下)中の永仁六年正月二十八日付の置文にこう認めている。

先師の附法又憲淳一身なり(付法状等別に在り)。但し入壇のこと、先師重病の間、願行上人の禪室に寄宿す。行歩起居かなわず、仍ち具支を略して直にこれを授けらると雖も、又一流の好しみ浅からざるに依つて、先師の計らいを以つてかの上人これを授けられたる。則ち印可付法に於いては病席にして先師これを授けらる(儀式別紙に記す)。重々大事、一事を残さずこれを授けられたる。

これらによつて、覺雅と憲淳は二階堂(永福寺)の憲静の坊に止宿していたことが判る。又、憲淳が覺雅からは印可のみで、実際には憲静に作法灌頂を受けたことが広く知られていたらしい。醍醐本血脈にも「正応五年八月十四日於關東印可、三十六、又從願行上人受具支灌頂」と注している。先の文書には続いて「今この謬難についてほば当流の旧例を考えるに」と作法灌頂を本師以外の人に受けた先例を挙げているから、当時そのことを非難するものがあつたらしい。

憲淳の付法となつた隆勝が憲静に灌頂を受けたことも、杲宝血脈鈔・醍醐本血脈に共に見えている。これも憲淳が置文を認めている(同前)。

故上人(願行上人)は当流は□(意)教上人(頼賢阿闍梨)灌頂の資なり。意教上人は又祖師僧正(成賢)灌頂の資なりまくのみ。故願上人に受け令め給うの上は、予これを授け奉らずと雖も、更に以つて依違あるべからず。(中略)所詮、法流は只付法に依るべし。異存あるべからざるものなり。後葉存知のため、思い出すに随つて注し、これを釈迦院法印(※隆勝)に付すること、後日のためなり。

德治三年二月十二日／權僧正(※憲淳) (御判)

尤も、隆勝は元は覚雅の弟子であったことが同年四月十九日付の「憲淳僧正挙状」(同文書1・二八六頁)により知られる。以上の資料によれば、憲淳は単に覚雅に替わって憲静から伝法灌頂を授けてもらっただけに思える。併し、証談鈔(末)の別の所には、又次のような話が見える。

憲淳は覚雅の弟子なり。然して灌頂を遂げず。然る間、覚雅入滅三七日の内に関東にて願行上人に灌頂を受く。その由緒は、憲深の仰せられけるは、我が方になき大事は意教上人の方にこれありと実深に語り給えり。実深又この子細を覚雅に示す。覚雅、この由を願行上人に申し畢る。ここに願行上人相伝の由を仰せられける間に、とかくして覚雅は受けず。然れば覚雅世界の剋、我に授くと思食して憲淳に授くべしと遺言す。これによって憲淳は願行上人に灌頂を遂ぐるなり。師主(※実融)又願行上人に対面の時、抑も大事をば道照房いし／＼の人達に申されたりやと問いたれば、その返事をばせられずして、問いもせぬ憲淳には授けられたる由、押し返し再三云われたりしなり云々。

文中の道照房は鎌倉覚園寺開山の心慧のことであるが、灌頂のみならず憲淳に一流の大事を授けたことを、憲静は自ら実融に語っているのである。

ここで立ち帰って考えるべきことは、憲静相伝の三宝院流には守海の流と意教上人の流とがある訳で、何故にここで殊更意教流を以って憲淳に授けたのかは問題である。何故ならば、守海は成賢の付法であり、憲深重受の資であるから、覚雅や憲淳としては守海の方が同門意識があるように考えるのが自然であろう。憲深の申送りが事実であったとしても、寧ろ憲静自身が守海の流よりも頼賢の方を重視していたためと考えざるを得ない。先述の審海への付法が守海の系から頼賢の伝に替わるのも、そうした憲静の意志が働いているように思える。

憲静と高野山宝性院玄海(二二六七―一三四七)との関係は前節に記した。覚雅が入滅した正応五年八月、玄海は鎌倉真言院に居て西院流宏教の付法円祐から西院流の伝授を受けていることが知られるので、この時憲静・玄海、覚雅・憲淳の両師弟は共に永福寺真言院に留まっていた訳である。玄海が憲淳に受法したのは成合記等に云う如く憲静の遺言であろうが、実際に受法したのは憲淳入滅

の六ヶ月程以前である。

49 三ア私 (憲淳記・願行方) 一卷 天文十五年写 (宝寿院)

(奥) 相承次第 勝賢 成賢 頼賢 賢静 憲淳 玄海

徳治三年二月十二日戌時、三一院三重印明并アシヤリ位大事、任願行上人口伝醍醐報恩院憲淳僧正御房奉伝受了

この同じ日、憲淳は先に挙げた隆勝の灌頂についての置文を認めている。当時憲淳は既に病床にあつたらしく、日付はないが、玄海 (真乗房) に与えた付法状の写しが伝えられている (印信類聚?・三三三頁)。

当流サン (※梵字) 地鳥、先師上人口授乍臥奉授与真乗坊了、願以此一縁之力必成彼三会之契而已 権僧正 (御判)

この後、醍醐寺文書によれば、四月十九日長日御祈供僧の替として隆勝を推挙し (同文書1・二八六頁)、八月二十一日に重書を隆勝に譲渡し (同?・一七〇頁)、同二十三日に五十一歳で入滅せられた。

先の付法状に「サン地鳥」と書いてあるのは「三重」の借音で、それについて有名な奥ノ院の鳥の説話が成合記に語られているが、恐らくこの付法状が元になって出来た話であろう。金沢文庫には延慶三年 (二三二〇) に崇心という人が実意に授けた願行方の印信計十一通が現存しており (金沢9・一八四頁以下)、これは憲静の資覚園寺心慧から伝えたものである。許可と伝法以外の認め様は現今と相当異なっているが、その中に説かれる初二三重の印明は三宝院諸流に同じであつて、玄海相承にいう如き「三地鳥」の名目は出ていない。同じ願行方の分かれであつても、公珍相承の一伝や伊豆の宥祥相承 (伊豆流という) もそれは同じである。

(ホ) 義能

義能については極端に資料が少ない。広録には初め義準、字を明信と称したという。醍醐本血脈にもこの名が見えるのでこれは事実らしく、更に越後の人、もと禅宗で仏法禅師即ち仏法房道元 (二二〇〇〜二二五三) について出家したという。京都五山の門を扣き、高野山金剛三昧院は天台・真言・禅を兼ねて学徒林をなすと開いて登山し、意教上人に問訊した。その時、上人と義能との間に問答のあつた話が広録に記されているが、実話かどうか判らない。

義能が弘長三年（一二六三）には高野山に来ており、意教上人に受学していたことが先掲の二つの奥書から判る。2 『阿弥陀護摩略私記』によれば、この時二十六歳というから暦仁元年（一二三八）の生まれである。意教上人の甥という説もある。金剛三昧院蔵『三宝大事口』一卷には「成賢 頼賢 覚如房 義能（※傍注「意教上人の甥」） 桑名長老」等の血脈を挙げ、「裏書云、意教上人入滅時、義能（意教上人甥）有若之間、聖教大事等鎌倉之釈迦堂覚如房ニ預置之、其後義能成人之時悉反之畢」と記している。併し、上人入滅時義能は三十六歳であつて、釈迦堂の覚如房へは逆に付法状まで与えているのであるから、この裏書の話は全く成り立たないことになる。

釈迦堂の覚如房とは鎌倉亀ヶ谷清涼寺（俗に釈迦堂と呼んだ）に住した定仙で、この人は多くの師から諸流を相承し、秘伝口決等を筆録した折紙類が金沢文庫に残っている。その中に「仏性房印信状」と題する付法状が存する（金沢9・九五上）。

「仏性房印信状」（端裏書）

三宝院流秘密灌頂大事

小僧多年入先師意教上人之室、依致給／仕勞功有仏法興隆願、蒙免許畢、即小双／紙二帖（上人御自筆本）又小切紙等相伝之、而亀谷釈迦堂／長老覚如御房、真言興隆志不淺、且故意教上／人流恋慕真実之間、重々大事等、存愚／意之程不殘一事奉渡乎（※畢？）、御附法／之外一人仁毛不可有御相伝、仍為後代／亀鏡録之者也

建治四年三月十九日／金剛仏子義能（在判）

建治四年（一二七八）は義能四十一歳、併し定仙は金沢文庫の資料から天福元年（一二三三）の生まれであることが判っているので、義能よりは五歳年長である。これによって義能が上人滅後関東に居たらしいことが知られるが、定仙が義能に受法したのは、当時憲静らによって意教上人の徳声が鎌倉にまで聞こえていて、上人直受の人が下向し来たことを知り受法を願ったものと思われる。併し、証談鈔（末）には義能が上人からは皆伝でなかったことを伝えている。

仰せに云わく、故上人は十二月七日入滅、然るに十月の頃遠行ありしに、故上人に宗の大事のこといかかと仏生（※ママ）房申

しければ、御返答には、証道房若けれども申し置く、かれに聞くべし云々。仍ちこの由を師主に申して罷り出でしものなり。知んぬ、大事を聞きたること一切にこれなし、後日に伝えたりと云うこと不思議なり。されば死ぬる時も世のつねならず、打ち殺されて口を八所までさかれけり。不可説なり。

この話は意教上人と義能と実融との三者間の当事者によつて語られているから、信憑性は高い。これによれば、義能は上人入滅直前まで随従していたが大事の伝授はなく、上人が実融に聞けと申し置いたのにそのこともなく、後にこれを義能自身が伝授したといふことを聞いたのであろうか、その報いで凄惨な死を遂げたと云つてゐるのである。実融は自分が意教上人の唯授一人の大事口伝を受けた正嫡であるとの態度で始終を語つてゐるから、その談には多少の誇張があろうが、義能は実融以前から上人に師事しており、然も実融より九歳年長だったのであるから、年若い後輩に改めて伝授を受ける心情にはならなかつたに違いない。金沢文庫には、内容が判らぬが『意教上人口伝』と題する写本（金沢10・二六上）があり、奥書に「弘安元年（二七八）十月十二日受之／已上仏生房口伝」とあつて、義能が鎌倉で上人の口伝を授けていたことが知られる。ただ、立川流については上人からの伝を得ていたことは疑いなさそうであるから、それを伝授していたことを実融が誤聞したのかも知れない。尤も、謂わゆる義能方の血脈には皆成賢―頼賢―義能の相承となつており、然も慈猛方と同じく許可印信に立川流のものを用いてゐるのは含みがありそうである。

現在伝承される義能方の血脈には義能のことを「極楽寺」と肩書してゐる（印信類聚3・二六七頁）から、鎌倉に下つて極楽寺に住したのであろうか。それにしても、何か事故に遭遇したのか、実融の語る義能の最期は悲惨という外ない。証談鈔のこの文の少し後に「已上事嘉暦元年（※二三三六）九月七日夜奉之」とあるから、義能はこれ以前に死亡していることが明らかであるが、建治四年に定仙に授けた付法状以後、資料からは消息をたどることができない。

広録には義能が越後の人で、後年意教上人を衆生利益のために越州に請い、自ら供奉して越州で醍醐の的脈を受けたというが、先掲の野沢秘聞集に上人が伊勢へ下向中、慈恩寺という寺で大事を受けたというのが事実であれば、越州下向を追いかけ、その途路伝授を得たのかも知れない。何れにしても高野山では受法が完了しなかつたので、先の証談鈔の話となつてゐるのであろう。

義能方自体は前の慈猛・願行の系にくらべて、余り地方に伝播したとはいえないが、伊勢桑名大福寺の賢譽（遍照光院所藏『成賢方諸大事』の「座主相承」の血脈には同寺の長老で「覚印房」という）から同国慈恩寺実済に伝えられ、その下でいくつかに分派した内の二流が今日に伝承されている。

(へ) 実融

実融については所々に触れて来たが、『四度師伝鈔』を著した文永四年二十一歳というから宝治元年（二四七）の生まれで、意教上人とは五十歳も離れており、門下生としては最も弱輩であったろう。

析負輯五「金剛三昧院住持次第」には「花洛東京之所生、藤氏式家之余流、覚宗法師嫡孫、定円法師入室也」とあって（続真34・三〇六上）、先掲高尾山薬王院文書「醍醐寺座主等出自并忌日写」には「実融／不比等—宇合—藏下磨^{マカ}—繩主—貞本—正峯—在興—正倫—令茂—敦信—明衡—敦光—長光—覚宗—基覚—覚空—実融」（※傍注・肩書等略す）の系図が出ている。この内、敦光（一〇六三—一四四）は『二教勘注抄』（真全40）を著したことで有名で、祖父敦信以来の儒学者、文章家の家系である。長光は『尊卑分脈』二（五三三頁）には永光の字になっているが、同一人であろう。覚宗と基覚には「南都住」の注記があるから、南都寺院にあつて俗事に携つた半僧半俗の僧であつたと考えられる。「定円法師入室」というのは、析負輯の後の文に「定円宗性等高德学天台華嚴宗教」とあるから、宗性は東大寺華嚴の学匠（↑二三九—六〇↓）とすれば、定円は天台の人であるらしい。元亨釈書卷二十九の音芸志には、寛元の頃（一二四三—四七）園城寺に唱導を善くする定円という者があつたことを記している（日仏全63・二二一下）。続けて析負輯には、その後沙弥戒を泉涌寺の明観房智鏡（月翁）に、比丘戒を戒壇院実相房円照に受けたといい、本朝高僧伝十六には勝鬘院円珠に密軌を伝受したという（同前・一一〇下）。同書によれば洛東鷲尾山で日々衆会に教授し、後高野山に上るとあるが、意教上人から伝法灌頂を受けた時に二十一歳であるから、年齢的に見て疑わしい。広録に「二十五祖満月、名静空、改爲実融」とあるのは醍醐本血脈に出づる別人を誤つたらしく、延元の頃（二三三六—三三九）將軍尊氏が奏して証道上人の名を賜つたというのも、嘉暦元年（二三二六）頃まとめられた証談鈔に既に証道房と自称しているからあり得ない。

実融が高野登山後意教上人に受法したことは諸書一致している。その時期が文永四年（二二六七）五月十二日の伝法灌頂以前であることは間違いないが、前以つて上人に就いて四度加行を修したとすれば、登山の時期はこれより二三年は早くなる。本朝高僧伝のみの伝承ではあるが、勝鬘院円珠から密軌を伝えたというのは、高野登山前の若年の受法とすれば、四度加行も円珠の許で行なっている可能性はある。円珠は高僧伝六十によると泉涌寺智鏡・道玄の二師に律と密教を受け、後撰津四天王寺の勝鬘院に住したという（同前・二四八上）。徳治二年（二三〇七）に白毫院静基の口説を記した血脈鈔（統真²⁵『野沢大血脈』）によれば、円珠は相意房思融の改名で、類聚記の深賢の項に「思融（印可）（聖人、相意房、醍醐住、実縁法眼子）」と出ているのがそれである。聖人とあるから、この人も遁世していたのであろう。醍醐本血脈には意教上人の資に思融が出ており、他にも深賢・光賢・如実等、醍醐の人々から伝授を得ている。若し実融が最初円珠の許で密教を学んだとすると、その周囲との関連から意教上人を慕つて高野へ登るのが何とはなしに理解される。そうすると、文永三年か四年初めに登山、四年五月に伝法灌頂を受け、七月下旬から改めて四度を伝受して師伝鈔を著したと考えるのが自然であらう。その後、着々と三宝院一流の伝授へと進んだらしく、先掲（↓34）のように、文永六年八月二十九日には伝法灌頂の『教授用意』を写して、九月一日にはその伝授を得、十月四日には具支灌頂式を書写し、翌年五月には奥伝に進んで第三重の印可を得たのであろう、『当流三重口決』を認めている。

実融は四度師伝鈔をまとめ上げたように、他の上人門下に比べると割合物書きであつて、意教上人の口伝を忠実に伝えようと努めたらしく、次のような書を残している。

○胎蔵界頸次第 一帖 貞和二年写（『真福寺善本目錄』（統）三八七頁）

（奥）此頸次第者依小僧愚鈍為後之憶持所記也、定誤多々歟、仍後人不可為本文、雖然是一文一句非私、本頸次第并法則ヲ取合許也、其外ノ注文口伝ハ依師主上人之仰注之耳

文永十年（癸酉）五月中旬之比、於高野山禪定院之内安養院所聚取也

この本は後世実融記として伝えられている。

○伝法灌頂三卷式 三卷 室町中期写(金剛三昧院)

(奥) (初略) 或本云/仰云、此式三卷実融証道長老々師意教上人灌頂受給トキ被記也、然間細字裏書者先師意教上人口説也(下略)

○灌頂式聞書 一卷 応永三十一年写(同右)

(奥) 正慶元年(壬申)十月八日於金剛三昧院賜師主上人之御自筆草本令書写了/金剛仏子舜融

○玄秘鈔師伝 一帖 文政四年写(同右)

(奥) 私云、此口伝興慈院上人(意教)御伝、金剛三昧院長老証道御記也、尤可崇重書也、(交了) 仏子舜一(融)
又、意教上人の奥書はないが、実融が上人の本を写した奥書を有するものがある。

○阿弥陀法 一帖 実融写(金剛三昧院)

(奥) 文永六年五月十九日以御本書写了 金剛仏子実融

○灌頂御願記(千心) 一帖 明德五年写(同右)

(奥) 御本云/文永七年潤九月二十一日以松橋御本書写畢 求法比丘実融

○菩提心論 一帖 実融写(同右)

(奥) 文永八年十一月十日於金剛三昧院以御本書写之了 実融

この年、御請来目錄に準拠して諸儀軌の伝受を得ていることは既述した。この本もその内の一部であろう。

○祈雨 一帖 実融写(同右)

(奥) 文永十一年五月二十三日以師主御自草ノ御本書写了不可他見穴賢々々 仏子実融

○愛染王 一帖 実融写(同右)

(奥) 文永十一年六月一日以先師自草御本書写之了 実融

実融が上人から唯授一人大事を得たことも、やはり証談鈔に語っている。尤も、憲静も唯授一人大事を得たとの伝聞を述べている

ので、言葉どおりの唯授一人ではなかったらしい。因みに、よくこうした物語りに出て来る「唯授一人大事」、又は「宗の大事」或いは単に「大事」等というのは、言わば事相上の最極秘伝として伝えられるもので、普通の機根の人には伝授しないことになっている。それは印信そのものであったり、それに付随する説明であったり、普通に伝える解釈とは異なる見解のことであったりするが、それによってより深い立場から覚りの世界へいざなうために口伝されるのである。よって、本来はここまで授けられないと一流の皆伝とは言えず、同じ師から伝授を受けていても、授けられていない弟子はそれを知らぬ道理であるから、相互の間にその域の浅深のあることも珍しくなかった。但し、専ら口伝により継承されるという建前は、何流もの兼伝が当り前になった鎌倉時代からはすたれ、忘備のために筆記されたものが沢山伝えられている。勿論、今の意教上人に関する口伝でもそうしたものは少なくない。証談鈔にいう唯授一人の大事が具体的に何を指すかは判らないが、これを上人から授けられた経緯について、実融は次のように語る。

仰せ(※実融の)に云わく、或る時上人の許へ参られければ、折節平臥し給いたるが、申すべきことありとて、引き起こせと仰せられければ、仰せに随う。おきなおりて仰せられけるは、夢想に不思議のことこれ在り。謂く、頼賢醍醐の座主に成りたりける程に、乗輿して拜堂の儀ありけり。即ち故僧正御房(※成賢)も歩行にて供奉せらる。殊に忝く恐怖入る心地に思わく、我れ正道門を出て遁世門に入る本意、併しながらかかる名聞交名を厭わんがためなりしに、存外のことかと内々思わる。爰に僧正御房この気色を見るに依つて仰せられけるは、清滝の御計らいなり、強ちに心苦しく思うこと勿れと教誡あり。爰に頼賢又思いは、さらば証道の御房は法器の人・可信の体なれば、醍醐の事を申し誂うと思つて夢心地悟り了ぬ。これ偏えに清滝の貴辺の御事を感じ思食す夢想かと信じ入る処に今の来臨、本意極まりなし。然らば宗の大事尽底授くべしとて、即座に授けられ了ぬ。これが何時のことであつたかは明記されていない。意教上人はよく夢を見られて、それに特別な意味を読み取ろうとする人であつたらしい。淨月上人を尋ねる河内滝尾への道中が、夢中のものによく似ているとの自記があると証談鈔に語られていることから、それが窺い知られる。

右に述べる醍醐座主になつたという夢想のことは三代付法記にも殆どそのまま引かれており、三代付法記と広録には、上人の命に

よって実融が上醍醐の妙徳谷に住したと書かれている。妙徳谷というのは、先掲醍醐寺文書文永八年十二月十四日真做讓公紹状に出ているから、松橋の院家と関係があったらしいが、それに「妙徳谷房并立野庄事、右件房先師殊被執之砌也」とあって、先師とは浄真を指すに違いないから、実融が妙徳谷に住したというのは疑わしい。ただ、実融が憲静と同様、三宝院流成賢方のみならず、松橋流の伝も得ていたことが杲宝の血脈鈔に出ている。それによれば、空心(※醍醐寺文書によれば「空雄」が正しい)は受法灌頂に及ばず門跡だけを相承したが、程なく松橋の院家は焼失、聖教は無事で重書の皮子十七合は証道上人に預け置き、受法灌頂ありたきことを約諾した。即ち灌頂加行を始めて五十日程経った時、後宇多院の仰せに、聖(すい)に対して灌頂を受けるのはよろしくない、自分が先住公紹僧正から法流を相続しているので授けようと。併し空心はその後程なくして入滅、その時松橋の院家を賢季に譲った。賢季は微若であったから門跡を弘真僧正に寄進し、僧正は預け置いた聖教の返還を証道上人に求めたが、上人が僧正は法流を受けていないからと拒むと、弘真は上人に対して印可を受け聖教を請け取った所が、京都の弘真住坊が焼失の時、聖教も共に灰になったという。醍醐寺文書の一連の松橋讓状を見ると、杲宝鈔という院家相続のことが裏付けられる。正和三年(一三二四)閏三月二十一日付の公紹の讓状では空雄は未だ得度していないらしく、「普賢殿(富小路大納言〔洞院実教〕の末子、大夫季明)」と書かれている。又、元亨四年(一三三四)二月十六日の空雄の讓状でも、賢季は「医王丸(富小路中納言季雄卿子息)」とあって、これも未得度時の讓与であり、これは後宇多院の院宣によるものらしく、後宇多院自身がこの年の六月二十五日に崩御せられたから、賢季は結果杲宝血脈鈔に載せる如く、実融に受法することになったのかも知れない。

実融は弘真や賢季に授けて法流を本寺に返還したと考えたのか、余人に松橋流を伝えたという記録はない。但し、金剛三昧院所藏『証道讚』一紙には「興慈和尚瀉瓶、松橋法印付法」とあって、『醍醐寺新要録』下の松橋流血脈(六七二頁)には松橋法印俊誉の付法資に名をつらねている。これによれば、実融は意教上人と俊誉の二人から松橋流を相承していることになるが、或いは杲宝が意教上人の法流預りと混同して、血脈に浄真―頼賢―証道―賢季・弘真とつないでいるだけで、実際には俊誉から松橋流を相伝したのかも知れない。

前記『証道讚』には「遍照院本願上人」というから、実融は遍照院を開いてそこに居住したらしいが、嘉元二年(一三〇四)三月、幕府の御教書により金剛三昧院第十二世となった。『東宝記』一(続々群12・六頁)によれば、正中三年(一三三六)には東寺大勧進となつたらしい。この職は憲静以来泉涌寺長老が任ぜられていたが、実融の場合は泉涌寺智鏡に学んだ縁と、金剛三昧院の背後にある幕府の力が期待されたためであろうか。正中三年二月、東寺南大門の二王を修理したと同記にある。実融は暦応二年(一三三九)正月十日辰の剋、九十三歳で円寂した(析負輯五)。

実融の門弟には舜融・賢融・定惠等があつたが、析負輯には実融の次の第十三長老円如房玄朝・第十四長老道忍は共に証道上人の弟子と記している。この内、道忍は定惠の房号であるかも知れない。併し、今日相伝される証道方の血脈は舜道上人実泉から覚義上人実舜―聡円上人弘尊と相承されたものである。実泉は「金剛三昧院」と注されるが析負輯には見えず、実舜は第二十一代、弘尊は第二十四代の長老に就任している。他に、金剛三昧院には正中二年(一三三五)四月三日、東京静住寺に於いて僧正法印大和尚位賢助に授けた伝法灌頂の紹書が現存している。この静住寺が松橋の讓状に出る清住寺(桂川に故地があつたという、先掲醍醐寺文書)であれば、やはり松橋の院室との関係は意教上人以来続いていたことになる。賢助は宝池院定任の弟子で、正和三年(一三二四)十二月醍醐座主となり、翌年十二月には東寺二長者に補せられ、文保二年(一三二八)の三宝院回縁により座主職を退いたが、嘉暦二年(一二三二)復任し、東寺法務に登つたと広録に記されている。実融は律僧(当時、黒衣と呼ばれた)であつたから、後宇多院から松橋空雄への授法を停められたように、権門からは一段低く見られていた様子であるが、何故にこの時賢助が受法したのかは判らない。その後、賢助の関係によるのであろう、元弘年中(一一三三―一三三三)には醍醐遍智院の三品親王聖尊(一一三〇―一三七〇)が受法している。讚岐萩原寺の、謂わゆる六方憲深に伝承する小巻物(無題、聖尊の自記、印信類聚1所収)には、実融を「寿福智兼備、事相教相明匠也、於末代希有之仁也、頗大師再来歟、一山奇瑞在之」と評しており、初二三重の大事の他、特に阿闍梨位の大事を受けたと記している。聖尊は大覚寺統後二条天皇の第五皇子で、この人も文保二年(一一三二)醍醐座主となり、元徳元年(一一三九)十二月二十六日、賢助から伝法灌頂を受けた。正平十四・五年(一二五九・六〇)頃は高野山遍照院に住されたらしい(前述小巻物、金沢9・二五四上、正平十四

年十月三日「小野宮印信」。

(ホ) 公然

文永九年(一二七二)七月十六日に阿闍梨位印明の口伝を、八月十三日に厚の居士を受けた法眼公然は、『宝池院前大僧正入壇資記』にその名が見える(統群26上・四二五上)。

(宝池院道場) 公然法眼(文永八年辛子十二月二十三日〔天晴〕壬子、房宿日曜、春秋二十、従三位実文子)、聴衆十二人(下略)よって公然は建長四年(一二五二)生まれで、宝池院定済の灌頂資である。但し、『醍醐寺新要録』には二十二日となっており(七二七頁、『読史備要』年表の干支から検べると二十二日が正しいらしい。この入壇記に「従三位実文子」とあり、後に「大納言法眼」「大納言権少僧都」と呼ばれていることからするに、八条実文の父、権大納言に登った藤原(姉小路と号したという)公宣(嘉祿三年(一二二七)薨)の孫になるのである(『尊卑分脈』1・一三八頁)。兄弟に三井寺の権僧正公朝があり、又実文の兄権中納言実世の子に醍醐松橋を継いだ権僧正公紹(一二三九)が記載されている。

公然の前半生は醍醐寺新要録等から窺い知ることを得る。正元二年(一二六〇)二月十八日清滝宮供僧に補せられ、文永四年(一二二六七)十月六日には法眼に叙せられた(四八六頁)。文永九年意教上人に受法の後醍醐へ戻ったらしく、翌十年二月二十八日宝池院堂供養曼荼羅供(七二四頁)、四月二十三日から行われた恒例結縁灌頂に出任(五七二頁)、翌十一年三月二十日、定済が三宝院定隆に伝法灌頂を受けた時は唄と誦経導師を勤めている(定済入壇資)。建治三年(一二七七)八月九日、定済が妙法院定暁に伝法灌頂を受けた時にも誦経導師を勤めているが、この頃釈迦院に住していたのか「釈迦院法眼」と記されている(同前)。翌四年正月十四日、「転僧都」(四八六頁)とあるので権少僧都に転昇したらしい。

この後の消息がはっきりしないが、現流の慈猛意教流の阿闍梨位印信には、公然について「大納言僧都、後遁世」という(印信類聚4・一九九頁、同10・一七二頁)。金沢文庫には正応五年(一二九二)十二月二十一日、新善光寺(寛元々年開創、初め一条大宮にあったという)で楽範という人に授けた阿闍梨位の印信が残っている(金沢9・一三〇上)。これには「前権少僧都公然」と記していて、当時僧正官

でもない限り辞位・辞官するのは普通でないから、遁世したというのは事実であろう。更に楽範には『自然道理口決』なるものを永仁五年(一二九七)に授けている(金沢10・二八七上)。この時四十六歳であるが、この後の消息を知ることができない。ただ、先掲の如く、石山寺所蔵『三宝院号口決』一巻の奥書に見える了一上人が鷲峰伝来記によって公然であるとすれば、徳治三年(一三〇八)正月に醍醐の定徹にこの口決を授けていることになる。

公然の受法は文永九年のみであったと考えられるが、翌年の越前下向途中に醍醐に立ち寄った意教上人を、直師定済に引き合わせたのは公然であったと推測できる。

(へ) その他の門弟

金沢文庫聖教の奥書にのみ見える安蓮(↓26)については他に記録がない。或いは安賢の誤写か誤読かも知れない。安賢は円如房と号し、成合記には黒衣と言っているから律僧であったらしい。その受法年次は文永三年(一二六六)頃から同六年頃に及ぶ(↓29・32・33・35)。松橋真徹から阿闍梨位の大事を受け、後弘長三年高野山で同大事を上人からも受けた寂遍という人(印信類聚5・八七頁)も手がかりがなく、遍照光院所蔵『成賢方諸大事』の意教方「座主相承」の血脈に「祖道房」と注するのを見るのみ。義能の資桑名大福寺の賢誉もこの人に受法している。

この他、広録には高野山蓮花三昧院明遍・和州内山釜口別所僧都阿日・醍醐山思本・同入道定然等が見える。明遍は貞応三年(一二三四)に八十三歳で入寂しているから、意教上人の資とはなり得ない。これは仮名を入仏房から空阿に改めたと伝えることから、慈猛の名と混同したものである。又、同書の阿日は字阿月といい、覚禅鈔に一ヶ所見える(↓15)のみで、詳しいことは判らない。思本は若しかしたら思融の誤り、定然是公然の誤りかも知れない。

おわりに

意教上人の生涯七十八年の内、最大のトピックは遁世であろう。先述の如く、寛喜二年（一一三〇）頃隱遁生活に入ったとしてその時三十五歳、四十年以上を過ごしたことになる。鎌倉時代、ある意味では遁世は社会現象であったとはいえ、その関わり方はそれぞれであった。たとえば、徹底的に世俗からの出離を貫こうとした明遍（一一四二―一二二四）や明恵（一一七三―一二三三）に対し、高雄の文覚（一一三九―一二〇三）や証月房慶政（一一八九―一二六六）などは、寧ろ積極的に権門に関わったように見える。なかでも慶政の場合は、『沙石集』によれば「人間にながらえても用事なし、如説修行して臨終せん」（日本古典文学大系85、四二〇頁）と思いつたのが動機であったが、当時政界に台頭していた九条家の縁故者という、俗世との関わりを周囲が放置してくれなかったためであろう、単に隠棲していたのではないことは以前に触れた。

当時、遁世は即ち出家の別称でもあったが、『沙石集』にはその頃の情勢について、次のように皮肉っている。

古の遁世の人は、仏法に心をそめて、世間の万事をわすれ、近代は世間の名利を忘れずして、仏法はすたるるにこそ。かかるまに遁世の名のみありて、遁世の実なし。世にあつては人にも知られず、名利もなき物も、遁世門に入りては、中々名も利もあるままに、必ずしも道心にあらねども、只渡世のために遁世する人、年々に多く見ゆるにや。されば当世は遁世は遁世の遁の字をあらためて貧世とかくべきにや。此の心を思いつづけ侍り。（同前、一六三頁）

一方、京洛・南都の大寺院では、平安中期以降、皇族・公家・武門出身者が中枢を占め、各寺院の繁栄をもたらした反面、出身母体の権力構造・身分制度がそのまま移入される弊害が起こった。そのため、寺院機構から離れて僧官・僧位につかず、また権門からの法事・修法の依頼（※公請〔タジヨウ〕という）を受けず、出家本来の修行・学問につとめようとした人々があった。こうした、いわば教団内の再出家を遁世と呼ぶようになった。また、意教上人門弟の慈猛・憲静・実融や興正菩薩叡尊（一二〇一―一九〇）のように、入律という方途をとった人々もあった。意教上人の場合は専ら学問・修法・聖教書写に励んだのであろうが、これ自体は遁世のさま

ざまな在り方の一つに過ぎない。

意教上人が晩年高野山に籠居しながらも、その活動が却つてそれ以前に比べてはつきりしているのは、やはり上人の身辺をめぐる状況がひたすら閑居して過ごすことを許さなかつたのであろう。その最大の要因として考えられるのは法流の正統性である。当時の醍醐では、既に三宝院流・理性院流・金剛王院流のいわゆる醍醐三流や松橋流が派を競っていたが、定海大僧正（一〇七四～一一四九）以来、三宝院流がその主流と目されたことは疑いない。その系流の正統と認められる遍智院成賢の付法資が高野山に居住しているというだけでも、金剛峯寺衆徒方であれ客僧方であれ、重大な関心事であつたに違いない。成合記には「成賢の瀉瓶たるの間、人々受法のこと所望ありけり。初めは如法斟酌せられけれども、利益のことなる上はとて、後には普く授けられけり。仍ち然るべき碩徳等、院内・別所・他国の人々受法しけり」と語っている。高野登山後、伝授の記録が数多く残されている所以である。社会現象の上からすれば遁世者の一人に過ぎなかつた上人が、意教流の流祖として後世に名を残すことになつた理由はここにあるといえよう。一面、それにつながる後代の門葉たちの畏敬によつて、上人に関する資料・聖教が保存・伝承され、ここまでの伝記を明らかにすることができた訳である。本稿に取り上げた資料は、鎌倉時代の一個人に関わるものとしては寧ろ多い方で、稀な例かもしれない。ともあれ、単に通説に従つた考証は、歴史的事実を説明する際には誤まりの基となる。今後、こうした地道な再検討が必要となることは論をまたない。

〈補遺〉

前稿公表後、『(新修) 稲沢市史』資料篇七 古代・中世(昭和五十八年刊)に、愛知県稲沢市万徳寺所蔵本『覚禅鈔』全九十九卷(県指定文化財)の奥書が総て紹介されていることを知つた。それによれば、意教上人書写の奥書を有するものはそのうちの六十七卷、上人の名前はないが日付から考えて上人書写と判断されるもの五卷、合計七十二卷にのぼる。万徳寺本以外から検出された七卷を加えて、意教上人書写の同鈔は現在七十九卷が確認されたことになる。万徳寺本から前稿に漏れたものを挙げると次のとおり。

寛元三年（二二四五）、五大虚空蔵（3・27）、秘法（10・29）、理趣経（・晦）、舍利（11・4）、普賢（・6）、宝珠勘文（・7）、後七日（・15）、大勝金剛（・26）、如法愛染王（12・11）、地鎮鎮壇（・12）。四年（二二四六）、普賢延命下（正・1）、降三世（・28）、随求（2・4）、後七日（・11）、八字文殊（・12）、五字文殊（・13）、聖天（・27）、毘沙門天（3・8）、水天（・22）、大自在天（・26）。宝治二年（二二四八）、地藏（3・8）、施餓鬼（5・2）、金剛夜叉（6・20）、降三世（11・17）、軍荼利（12・6）、不動本（・10）。以上

右の内、施餓鬼には次の奥書がある。

宝治二年五月二日、以高野山丹後阿闍梨之本、書写畢／頼賢（生年五十三）

又16愛染王下奥書の「高野阿闍梨」は、万徳寺本では「高野丹闍梨」となっており、14釈迦法と共に、高野山金剛三昧院の丹後阿闍梨から借用した本が、少なくとも三巻あったことが知られる。

なお又、覚禪鈔の奥書を辿ると、その書写が寛元三年十月から翌四年四月にかけて集中的に行われ、その後同五年一月まで途切れてこの年はこの一巻のみ、宝治二年の三月から六月、および十一月・十二月に書写がなされている事実には注目すべきかもしれない。この頃の上人の動向を示すものは他にないが、当時、既に冬期以外は法華山寺に居住していなかったことを暗示しているように思われる。とすれば、寛元四年頃には夏期の間だけ高野山に来ていたと考えることも可能であろう。

因みに、万徳寺本大結界法の奥書に「寛元四年五月十四日、於滝尾山真言院、書畢」とあるのは、この次に文永七年円全書写の奥書があるので、既述42・43と同じく慈猛の書写奥書と判断されるが、証談鈔に言う浄月上人所住の「河内国滝尾寺」存在の証となるものである。

〈キーワード〉 頼賢、意教、慈猛、憲静、憲淳、証道、遁世